

令和 7 年

第 1 0 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 3 号

秋田県教育委員会

議案第二十三号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給単位期間） 第十六条 略 2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 一 略 二 休職条例第二条第一号の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）</u>により、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 三 五 略	（支給単位期間） 第十六条 略 2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 一 略 二 休職条例第二条第一号の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をし、 <u>公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</u> 三 五 略

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

令和七年七月十日提出

理 由 秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田県条例第6号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券を利用する職員の通勤手当について、支給単位期間を短縮して定めることができる事由に、1日の勤務時間の全部について部分休業をする場合を加えることとする。（第16条関係）

3 施行期日

この規則は、令和7年10月1日から施行することとする。

令和 7 年

第 1 0 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 4 号

秋田県教育委員会

議案第二十四号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表（第二条関係） （一）全日制の課程										別表（第二条関係） （一）全日制の課程									
〃 由 利 〃				〃 秋 田 北 〃		略	〃 能 代 〃		〃 本 荘 〃		略	秋 田 県 立 秋 田 高 等 学 校		名 称					
														学 科 ・ 専 攻 科					
略	略	普 通 科	普 通 科		略		普 通 科	普 通 科		略		普 通 科	年 限 修 業						
〃	〃	〃	〃		〃		〃	〃		〃		三 年	生 徒 定 員						
		二 九 〇	六 四 八		略		四 九 五	六 二 〇		略		七 〇 八	所 在 地						
略			略		略		略		略										

改正前															
別表（第二条関係） （一）全日制の課程															
〃 由 利 〃				〃 秋 田 北 〃		略	〃 能 代 〃		〃 本 荘 〃		略	秋 田 県 立 秋 田 高 等 学 校		名 称	
														学 科 ・ 専 攻 科	
略	略	普 通 科	普 通 科		略		普 通 科	普 通 科		略		普 通 科	年 限 修 業		
〃	〃	〃	〃		〃		〃	〃		〃		三 年	生 徒 定 員		
		三 一 五	六 六 六		略		五 一 〇	六 三 〇		略		七 二 〇	所 在 地		
略			略		略		略		略						

略	〃男鹿工業 〃			〃秋田西 〃	略	〃西仙北 〃	略	〃秋田南 〃	略	〃六郷 〃	〃雄物川 〃	略	〃増田 〃	〃西目 〃	略	〃横手城南 〃	略
	設備 シス テム科	略	略	普通科		普通科		普通科		略	普通科	普通科	略	総合学科	総合学科	普通科	
	〃	〃	〃	〃		〃		〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	七〇	略	略	四八〇		一六〇		六六六		略	一五〇	二三〇	略	二三〇	三八〇	四二〇	
	略			略		略		略		略		略	略		略	略	

略	〃男鹿工業 〃			〃秋田西 〃	略	〃西仙北 〃	略	〃秋田南 〃	略	〃六郷 〃	〃雄物川 〃	略	〃増田 〃	〃西目 〃	略	〃横手城南 〃	略
	設備 シス テム科	略	略	普通科		普通科		普通科		略	普通科	普通科	略	総合学科	総合学科	普通科	
	〃	〃	〃	〃		〃		〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	一〇五	略	略	四九五		一八〇		六八四		略	一八〇	二四〇	略	二四〇	四〇〇	四四〇	
	略			略		略		略		略		略	略		略	略	

	略	〃大館桂桜〃					略	〃秋田北鷹〃			報学院〃大館国際情		院〃横手清陵学		〃男鹿海洋〃			〃平成〃	
普通科		略	略	略	略	普通科		略	略	普通科	略	普通科	略	普通科	略	略	普通科	略	普通科
〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五二五		略	略	略	略	一八〇		略	略	三八〇	略	二二〇	略	二二〇	略	略	七〇	略	一八〇
		略						略			略		略		略			略	

	略	〃大館桂桜〃					略	〃秋田北鷹〃			報学院〃大館国際情		院〃横手清陵学		〃男鹿海洋〃			〃平成〃	
普通科		略	略	略	略	普通科		略	略	普通科	略	普通科	略	普通科	略	略	普通科	略	普通科
〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五九五		略	略	略	略	二二〇		略	略	四〇〇	略	二二〇	略	二二〇	略	略	一〇五	略	二二〇
		略						略			略		略		略			略	

略	〃 鹿 角 〃	
	略	
	〃	
	略	略
略	〃 鹿 角 〃	
	略	
	〃	
	略	略

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年七月十日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

中学校卒業者数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために、秋田県立高等学校の生徒定員を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

中学校卒業生数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために、秋田県立高等学校の生徒定員を改める必要がある。

2 改正内容

県立高等学校の全日制の課程の生徒定員を改めることとする。(別表(一)関係)

3 施行期日

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。

令和 7 年

第 1 0 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 5 号

秋田県教育委員会

議案第 25 号

秋田県産業教育審議会委員の任命について（案）

秋田県産業教育審議会条例（昭和 60 年秋田県条例第 52 号）第 2 条の規定に基づき、秋田県産業教育審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	山 村 明 弘	学識経験	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
2	松 田 聡	学識経験	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
3	渡 部 昌 平	学識経験	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
4	荻 原 慎太郎	産業経済	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
5	小 畑 宏 介	産業経済	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
6	村 上 亜 紀	産業経済	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
7	境 田 未 希	産業経済	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
8	阿 部 円 香	産業経済	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
9	古 谷 美 幸	産業経済	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
10	鈴木アヒナ麻由	産業経済	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
11	大 友 秀 樹	行 政	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
12	辻 田 豊 英	行 政	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
13	大 山 裕	教 育	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
14	坂 本 寿 孝	教 育	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日
15	佐 藤 貴 文	教 育	令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日

令和 7 年 7 月 10 日 提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

秋田県産業教育審議会委員の任期が令和 7 年 8 月 5 日で満了するため、その後任の任命について、県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県産業教育審議会委員名簿

任期：令和 7 年 8 月 6 日～令和 9 年 8 月 5 日

(令和 7 年 7 月 10 日現在)

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県産業教育審議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

議案第25号 参考資料3

令和6年度秋田県産業教育審議会 開催概要

1 日 時 令和6年11月19日（火）13:10～16:00

2 開催場所 秋田工業高等学校

3 出席者 委員12名

山村 明弘（秋田大学大学院理工学研究科 教授）
松田 聡（国際教養大学国際教養学部教職課程 教授）
渡部 昌平（秋田県立大学総合科学教育研究センター 准教授）
黒川 匡子（株式会社ゼロニウム 取締役）
佐々木信行（矢島木材乾燥株式会社 常務取締役）
村上 亜紀（株式会社共和 取締役）
境田 未希（株式会社境田商事 取締役）
阿部 円香（株式会社杣 代表取締役）
高橋 源悦（秋田県産業労働部 産業政策課長）
坂谷 陽（秋田県中学校長会 会長）
坂本 寿孝（秋田県高等学校教育研究会 農業部会長）
佐藤 貴文（秋田県高等学校教育研究会 工業部会長）

4 日 程

(1) 開会行事

- ・教育委員会挨拶
- ・出席者紹介

(2) 学校紹介・授業参観等

(3) 審 議

【テーマ】高等学校における産業教育の改善と充実について

5 審議要旨

- ・地域産業の魅力発信の強化について

少子高齢化と県外への就職志向という現状を踏まえ、小・中学生の段階から地域の産業を魅力的に紹介することで、高校における産業教育の充実を図る。

- ・社会人基礎力の育成について

D Xや生成A Iの発展など、産業界や社会の変化に対応するため、専門知識だけでなく、課題解決能力、課題発見能力、チームワーク、リーダーシップといった社会人基礎力の育成が必要である。

- ・企業・外部機関との連携強化について

生徒が県内企業の存在や仕事内容を知る機会を増やすため、外部講師の活用や教育委員会による情報提供の一元化、地域振興局主催の説明会の活用が必要である。

- ・キャリア教育の推進について

県外への就職を目指す高校生が多い現状に対応するため、「秋田わか杉キャリアノート」の活用や面談を通じて、生徒のモチベーション向上と目標設定を支援することが重要である。

議事録は「美の国あきたネット <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3958>」に公開しています。

令和 7 年

第 1 0 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 6 号

秋田県教育委員会

議案第26号

第26期秋田県障害児就学審議会委員の任命について

秋田県障害児就学審議会条例（昭和50年県条例第40号）第2条の規定に基づき、秋田県障害児就学審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	内山 博之	医師	令和7年8月5日～令和9年8月4日
2	坂本 仁	医師	令和7年8月5日～令和9年8月4日
3	武田 修	医師	令和7年8月5日～令和9年8月4日
4	馬越 秋瀬	医師	令和7年8月5日～令和9年8月4日
5	東 紘一郎	医師	令和7年8月5日～令和9年8月4日
6	柴田 健	学識経験者	令和7年8月5日～令和9年8月4日
7	鈴木 徹	学識経験者	令和7年8月5日～令和9年8月4日
8	鎌田 陽子	公募委員	令和7年8月5日～令和9年8月4日
9	長浜 中	教育関係者	令和7年8月5日～令和9年8月4日
10	佐藤 琢磨	教育関係者	令和7年8月5日～令和9年8月4日
11	山田 理	教育関係者	令和7年8月5日～令和9年8月4日
12	松井 智子	教育関係者	令和7年8月5日～令和9年8月4日
13	阿部 裕子	教育関係者	令和7年8月5日～令和9年8月4日
14	畠山 世志乃	教育関係者	令和7年8月5日～令和9年8月4日
15	甲谷 暢	関係行政機関職員	令和7年8月5日～令和9年8月4日
16	吉田 浩二	関係行政機関職員	令和7年8月5日～令和9年8月4日
17	高山 見美子	関係行政機関職員	令和7年8月5日～令和9年8月4日
18	菅原 清三	関係行政機関職員	令和7年8月5日～令和9年8月4日
19	伊藤 真樹	関係行政機関職員	令和7年8月5日～令和9年8月4日

令和7年7月10日 提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

第25期秋田県障害児就学審議会委員の任期が令和7年8月4日で満了することから、その後任の任命について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 26 号 参考資料

第 26 期秋田県障害児就学審議会委員名簿（案）
（任期：令和 7 年 8 月 5 日から令和 9 年 8 月 4 日まで）

以下、個人情報のため表示しません。

議案第 26 号 参考資料

第 26 期秋田県障害児就学審議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

令和 7 年

第 1 0 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 7 号

秋田県教育委員会

秋田県社会教育委員の委嘱について

秋田県社会教育委員に関する条例（平成二十六年秋田県条例第八十五号）第二条の規定に基づき、秋田県社会教育委員を次のとおり委嘱する。

	氏 名	分 野	任 期
1	加 藤 寿 一	家庭教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
2	佐々木 里 保	家庭教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
3	嶋 田 昌 歌	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
4	鈴 木 洋 一	学校教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
5	高 橋 文 子	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
6	本 田 正 博	家庭教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
7	山 口 香 苗	学識経験	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
8	横 井 朗	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
9	及 川 真 一	学識経験	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
10	木 村 実樹夫	学校教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
11	後 藤 孝	家庭教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
12	小 林 光 代	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
13	須 田 広 悦	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
14	平 川 真 実	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
15	安 田 佳 恵	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日

令和 7 年 7 月 10 日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県社会教育委員の任期満了のため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

協議会等委員名簿

任期：令和 7 年 7 月 16 日～令和 9 年 7 月 15 日

(令和 7 年 7 月 10 日現在)

以下、個人情報のため表示しません。

協議会等委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

令和 7 年

第 1 0 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 8 号

秋田県教育委員会

秋田県生涯学習審議会委員の任命について

秋田県生涯学習審議会条例（平成六年秋田県条例第三十五号）第二条の規定に基づき、秋田県生涯学習審議会委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	加 藤 寿 一	家庭教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
2	佐々木 里 保	家庭教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
3	嶋 田 昌 歌	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
4	鈴 木 洋 一	学校教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
5	高 橋 文 子	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
6	本 田 正 博	家庭教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
7	山 口 香 苗	学識経験	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
8	横 井 朗	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
9	及 川 真 一	学識経験	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
10	木 村 実樹夫	学校教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
11	後 藤 孝	家庭教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
12	小 林 光 代	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
13	須 田 広 悦	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
14	平 川 真 実	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日
15	安 田 佳 恵	社会教育	令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 9 年 7 月 1 5 日

令和 7 年 7 月 10 日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県生涯学習審議会委員の任命について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県生涯学習審議会委員名簿

任期：令和7年7月16日～令和9年7月15日

(令和7年7月10日現在)

以下、個人情報のため表示しません。

令和 7 年

第 1 0 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項

令和 7 年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について

秋田県教育委員会

令和7年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」

基 本 要 項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校に在籍している生徒
- 6 内容
 - (1) 募集窓口 秋田県立秋田明德館高等学校
〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
 - (2) 開設講座 英会話、ハングル、秋田の歴史入門、専門郷土史
 - (3) 募集人数 各講座25名（本校生徒の人数を含む）
 - (4) 開講期間 前期 5月～9月（受付期間：4月初旬）
後期 10月～2月（受付期間：8月下旬）
※ 各期とも週2回。ただし、「秋田の歴史入門」、「専門郷土史」は、週1回の通年講座。
 - (5) 受講料 3,500円
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額とする。
- 7 その他
 - (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果について、単位を認定することができる。
 - (2) 申込手続
 - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
 - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
 - (3) 受講料の納入 一括納入とする。
 - (4) その他
 - ① 開設講座ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
 - ② 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しない。

令和7年度 秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」

募 集 要 項

- 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
- 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校の生徒を対象とします。

3 開設講座及び募集人数

科 目 名	開 講 日	時 間	募集人数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	25名	アメリカ文化に親しみながら、一緒に英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	25名	英語圏に関する様々なトピックについて、英語で話しましょう。英字新聞記事や洋楽などを取り入れた授業です。
ハングル初級	月 木	10:30～12:05 13:05～14:40	25名	基礎から丁寧に教えます。初心者大歓迎です。
ハングル中級	水・金	10:30～12:05	25名	ハングルの更なる一歩へ！

※ 各講座の開講日及び時間は、変更する場合があります。

4 開 講 日 令和7年10月1日（水）～ 令和8年2月16日（月）

5 講座会場 カレッジプラザ（明德館ビル2階）

6 受付期間 令和7年8月19日（火）～ 令和7年9月5日（金）

7 申込方法

- ・適宜、マスク着用等、感染防止対策へのご協力をお願いします。
- ・発熱やかぜ等の症状がある場合は受講を控えてください。

- (1) 実施要項と受講申込書を8月19日（火）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。学校ホームページからもダウンロード可能です。

<申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係

※ 郵送の場合は「科目履修講座申込」と申込封筒表側に明記してください。

- (2) 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し、「返信用封筒（必ず「長3型封筒A4用紙が三つ折りに入るサイズ」）に110円切手を貼り、秋田明德館高等学校3階事務室に9月5日（金）まで郵送又は持参してください。受付期間及び返信用封筒サイズの厳守をお願いします。郵送の場合も9月5日（金）17:00必着とします。

8 受講決定

- (1) 受講申込みが募集人数を超えた場合は、新規申込者を優先した上で、抽選により受講予定者を決定します。
- (2) 受講申込者に、受講可否の通知書を送付します。
- (3) 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。受講料は、1科目当たり3,500円です。
- (4) 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。
- (5) 辞退等により受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた受講申込者から補充を行います。
- (6) 納入された受講料は、原則として返還できません。
- (7) 講座で使用する教材（教科書等）費は、別に徴収します。
- (8) 受講申込者が少数の場合は、原則として開講しません。

9 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）

10 駐 車 場 申込み及び受講に際して、明德館ビル駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先

秋田県立秋田明德館高等学校

科目履修講座担当 通信制 教頭 羽深 美希子

TEL 018-834-0473（通信制直通）

018-833-1261（代表電話）